

# 令和3年度 第1回 南丹市子ども・子育て会議 会議録要旨

日 時：令和3年7月30日（金）午後2時～4時

場 所：南丹市役所 2号庁舎 2階 301会議室

出席者：〔委 員〕 藤松会長、坂瀬副会長、益田委員、重面委員、川瀬委員、高橋委員、秋田委員、西岡委員、八木委員、高塚委員、関委員、桂委員、高屋委員、村上委員、保城委員、西河委員、和辻委員、桑原委員  
〔事務局〕 矢田部長、谷口課長、岩崎課長補佐、阪本係長、寺田主任、野中主任、塩田、  
（説明員） 保健医療課 福山係長、学校教育課 芦刈参事兼総括指導主事、社会教育課 西村係長

傍聴者：なし

## 開会

谷口課長：皆様には、本日、公私ご多用のなかご出席を頂き、ありがとうございます。只今から、ご案内をしておりまして、令和3年度第1回 南丹市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

私は本日、進行を務めます、南丹市役所子育て支援課 課長の谷口でございます。どうぞよろしくお願いたします。新型コロナウイルス感染拡大防止に努めた中で本会議を運営させていただきますので、本日はマスク着用等、ご協力をよろしくお願いたします。

藤松委員については、外部からのリモート参加での出席としてお世話になります。現在、市役所内のネットワーク環境の不具合により、藤松会長とはリモート通信に支障が生じております。映像が度々停止するとともに、音声は不通の状況となっております。リモート通信が復旧できるかどうか不明ですが、復旧を試みながらこのまま進めさせていただきます。

まず、本会議におきましては、南丹市子ども・子育て会議条例の第6条2項の規定により委員20名中、18名の出席により、委員の半数以上の出席がございますので、本会議が成立することを宣言いたします。

## 1 委嘱状交付

代表者に交付。南丹市PTA連絡協議会より選出の益田委員。

（西村市長より委嘱状を読み上げ交付）

他の委員の皆さまには机の上に委嘱状を置かせて頂く。

## 2 あいさつ

西村市長：ただいま皆様に委嘱状を交付させていただきました。委員の皆様には、南丹市子ども・子育て会議の委員として2年間お世話になりますが、どうぞよろしくお願いたします。

南丹市では「健やかで幸せに暮らせるまちづくり」を基本方針の1つとして掲げ、地域全体で子どもを育む気運を高め、安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、子どもがのびのびと成長できるまちをめざすこととして、国や京都府の制度に加え、医療費助成制度や祝金など南丹市独自の制度を充実させてきたところです。

地域で担う子育て力の向上には、本日お集まりの皆様をはじめ、地域に根付いておられる子育て支援団体の皆様や市民の皆様の活力を十分に生かし、協働による支援の輪を広げ、身近な支援の展開を図っていく必要があります。今後も引き続き市民の皆様と地域、行政が共に手を携えながら、子育てを支える仕組みづくりを進

めてまいりたいと存じます。

女性の社会進出などを背景に低年齢児の保育利用や放課後児童クラブ利用のニーズは高まる傾向が続いております。

令和3年4月には南丹のぞみ園を開園頂き、かねてから本市の課題でありました低年齢児の保育ニーズに対する受入体制の拡大を図ることができました。

昨年度は八木東小学校敷地内に放課後児童クラブの施設が完成いたしました。本年度は令和4年4月からの開設に向け、園部小学校敷地内に新たな放課後児童クラブの施設の建設を進めており、高まる利用ニーズに対応していきたいと考えております。

また、子どもの貧困が大きな社会問題となる中、子ども達がスタッフとともに調理をしたり、様々な体験活動をすることで、生活リズムを整えたり、学習習慣を身につける場所としてB&G財団の助成金を活用し、昨年度に南丹市子ども家庭サポートセンター「R u r i (るり)」を開設いたしました。

子育てに関する施策については、第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画と南丹市子どもの未来応援プランに基づき、進めているところですので、施策の実施状況などについて、様々なお立場からご意見、ご提言を賜れば幸いです。

長らくコロナ禍の中、保護者の生活、子どもたちの生活、当たり前の日常が一変する事態となってしまう、大人も子どももストレスをかかえる状況が生じております。

本日お集りの皆様の活動につきましても、大きな変化があったのではないかと思います。活動を行うにあたって制限が課され、なかなかコロナ以前の活動に戻すのは難しい中ではありますが、それぞれができる活動を行って頂くことで、困難を抱えておられる家庭にいち早く気づき、繋がるということができると思います。引き続き皆様のお力添えを切にお願い申し上げ、開会にあたってのご挨拶といたします。

### 3 委員紹介

谷口課長：次に、今年度からお世話になります委員の皆さまのご紹介に移ります。

本来ですと、委員の皆様をお一人ずつご紹介をさせて頂くところですが、感染防止対策から時間短縮に努めさせて頂くため、割愛させて頂きます。お手元に席次表を配布しておりますので、そちらをご確認頂くことで、ご紹介に代えさせて頂きます。また、委員名簿を資料としてつけておりますので、ご参照ください。

(席次表の確認) 欠席：江川委員、榎原委員

委員の皆様には2年間お世話になりますが、よろしく願いいたします。

西村市長につきましては、他の公務がございますので、ここで退席をさせて頂きます。

### 4 会長・副会長の選出

谷口課長：続きまして、項目4 会長・副会長の選出に移らせて頂きます。子ども・子育て会議条例第5条において、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定めるとしております。どのようにさせて頂いたらよろしいでしょうか。

委員：令和2年度に引き続き、藤松委員に会長をお願いしたいと思いますが、事務局の案はいかがですか。

谷口課長：ただ今、藤松委員を推薦するご意見と、事務局からの案はあるかのご意見が出ましたので、事務局の案を提示させて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：同意

谷口課長：事務局案として、会長にはこれまでから会長をお世話になっておりました佛教大学の社会福祉学部教授 藤松素子 様、副会長にはこれまでから副会長をお世話になっておりました南丹市小学校校長会の胡麻郷小学校 校長 坂瀬一哉 様を提案させていただきます。

委員：拍手

谷口課長：ありがとうございます。拍手で承認頂きましたので、会長に藤松素子 様、副会長に坂瀬一哉 様にお世話になりたいと思います。子ども・子育て会議条例第6条により、会議は会長が議長となるとありますので、本来、藤松会長に進行をお世話になるところですが、リモート通信の復旧が見込めないため、坂瀬副会長の進行により議事の進行をお願いしたいと存じます。

坂瀬副会長はご挨拶を頂いたのち、議事の進行をお願いします。

副会長：副会長の坂瀬です。急遽進行をさせて頂くことになりました。滞りなく進行をしていきたいと思しますのでご協力をよろしくお願い致します。

**5 議事** 議事の進行は子ども・子育て会議条例第6条により会長（代行副会長）が進行。

副会長：リモート通信の不具合のため藤松会長には音声が届いていないようですが、議事を進めさせていただきます。議事へ入る前に、事務局より配布資料の確認をお願いします。

事務局：本日はご迷惑をおかけして申し訳ございません。議事へ入る前に本日配布資料を報告させていただきます。

配布資料の確認。

副会長：では、次第に従いまして議事を進行します。議事（1）南丹市子ども・子育て支援事業計画の進行管理票について 事務局から説明をお願いします。

#### **（1）南丹市子ども・子育て支援事業計画の進行管理について【資料1-1. 1-2】**

事務局：南丹市子ども・子育て支援事業計画の進行管理について説明します。

平成27年度に幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める新たな子ども・子育ての仕組みとして「子ども・子育て支援制度」がスタートしたことを受け、本市においても子ども・子育てに係る施策を計画的に推進するために策定したものが「南丹市子ども・子育て支援事業計画」です。平成27年度から令和元年度が第1期計画期間、令和2年度から令和6年度が第2期計画期間となります。

本会議では毎年子ども・子育て支援事業計画の進行管理として、どのような目標を持ってどのような事業を実施したかと報告させていただきます。委員の皆様からご意見を頂く中で、今後の事業の遂行に反映をさせていきたいと考えています。

資料1-1「地域子ども・子育て支援事業の取り組み状況」をご覧ください。

計画の中には地域子ども・子育て支援事業として、令和2年度～令和6年度までの量の見込みと確保方策を示しているものがあります。まずはその12事業について、説明をさせていただきます。

(1) 延長保育事業です。延長保育は通常の利用時間以外の時間帯で実施する事業で、すべての公立保育所では朝は午前7時30分から、夕方は午後7時まで延長保育を実施しています。保護者の就労時間等によって、保育を利用できる時間を認定し、認定ごとの利用可能時間は記載のとおりです。

中ほどの表には令和2年度～令和6年度までの量の見込みと令和2年度の実績を記載しています。

令和3年度から開園された南丹のぞみ園でも延長保育は実施されていますが、南丹のぞみ園では朝は午前7時から実施、夜は午後8時まで実施として、公立よりも長い時間で延長保育を実施して頂いています。

令和元年度から利用料の考え方を整理したことから、利用が増加し、令和2年度実績が量の見込みを大きく上回っていることから、計画の中間見直しで量の見込みを修正することも検討したいと思います。

2ページになります。(2) 放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブです。担当は社会教育課になります。放課後児童クラブについては、対象児童を順次拡大しており、平成30年度から、6年生までを対象に拡充しています。高学年の利用希望に対する提供体制確保をめざす一方で、利用者増によるスペースの確保が課題であり、受入対象年齢の拡大と併せて施設整備を進めてきました。

令和2年度は八木東小学校敷地内に新施設を建設し、既存施設の利用から専用施設での開設となりました。

令和3年度に園部小学校敷地内に新施設の建設を進めています。また、令和4年度は八木西小学校隣接地に新施設を整備する計画となっています。

3ページになります。(3) 子育て短期支援事業です。これは保護者の疾病等の理由によって家庭での養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等で預かる事業です。

当市は隣の亀岡市にある児童養護施設青葉学園に委託してきました。利用の希望はあっても、施設の受け入れ対応が困難との理由により、受け入れができないということもありました。令和3年度から委託先に児童福祉施設つばさ園(京都市及び南丹市八木町(併設施設))を加え、2施設で受入ができる体制を整備し、事業を行っています。

4ページになります。(4) 地域子育て支援拠点事業です。親同士の出会いと交流の場、また子育てに関する相談の場として、直営の「子育てすこやかセンター」と、NPO法人グローアップさんに委託している「ぼこぼこくらぶ」を拠点事業として実施しています。委託分では出張事業としても実施しており、4地区全てで実施しています。昨年度の様子は4ページの表のとおりですが、それぞれが特色を持った企画運営を行うことで事業を実施しています。

感染症対策を講じ、参加人数に上限を設けて可能な限りの拠点の開設を行ったり、オンラインやSNSを活用したりしながら、コロナ禍でも工夫して親子の居場所の提供などを行ってきました。

5ページになります。(5) 一時預かり事業です。これは幼稚園、保育所、先ほどの拠点施設等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。幼稚園では通常教育時間外での預かり保育と、保育所では保育所を利用していない児童を対象に一時保育を実施しています。

2週間以内で緊急、一時的な預かりについては八木東保育所、胡麻保育所でも令和2年度から事業を実施しています。また、平成30年度からファミリーサポート事業の国要綱改正により、これまで預かり場所は原則提供会員の自宅とされていたのが、自宅以外の施設等での預かりが可能となったことから、拠点施設での預かりのニーズに応えていきたいところです。

6ページになります。(6) 病児保育事業です。これについては「病児対応型・病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「訪問型」の三つの類型がありますが、南丹市では「病児対応型・病後児対応型」の開設をめざして協議を進めてきました。

7ページをお願いします。表の確保方策は令和3年度から1か所となっていますが、現在、令和3年秋に京都中部総合医療センターで亀岡市・京丹波町・南丹市地域を対象とした病児対応型・病後児対応型の実施に向け、施設改修等の準備を進めているところです。

7ページの中ほどになります。(7) 子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業です。

「乳幼児や小学生の預かり援助を依頼する人」、「預かり援助を提供する人」がそれぞれ会員登録し、マッチングにより相互に援助活動してもらうものです。ここに記載している量の見込みは、小学校の放課後の預かり支援の数値になります。

小学生の放課後の過ごし方としては、放課後児童クラブの利用や放課後つどいの場（Seed base）などでの過ごし方へのニーズが多いのですが、小学生の放課後の過ごし方の一つとしています。

8ページになります。（8）乳児家庭全戸訪問事業です。生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。保健医療課の保健師が対応しています。

令和2年度の未訪問者16件のうち7件は長期里帰りのため他市に訪問を依頼しています。その他9件は転出、児童相談所による一時保護中、入院、新型コロナウイルス感染予防の観点から訪問を希望されなかったケース等ですが、転出については、転出先に対応の引き継ぎを行っており、その他のケースについてはその後の健診や他の事業等で母子の様子を確認を行っています。

8ページの下になります。（9）妊婦健康診査です。こちらも保健医療課担当です。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に関する健康診査として妊娠届提出時に「妊婦健康診査公費負担受診券」を発行しています。

数値はここに挙がっているとおりで、医療機関とも連携して適切な受診を推奨し、妊婦の健康の保持及び増進が図られているところです。

9ページになります。（10）養育支援訪問事業です。養育支援が特に必要と判断した家庭に保健師、助産師、保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行い適切な養育の実施を行うものです。

妊娠届出時の対応や妊婦への訪問指導等において適切なアセスメントを行った上で、必要な事案を本事業につないでいくこととし、当市も要保護児童地域対策協議会の機能を活かし、きめ細やかで専門的な支援を展開する必要があります。今後も関係課と連携し、養育支援が必要な家庭の把握に努め、訪問事業を実施します。

10ページになります。（11）利用者支援事業です。子ども及びその保護者、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市民に身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、利用者を支援する事業になります。

基本型2か所の開設と母子保健型の開設を進めてきました。「基本型」と「母子保健型」の連携により、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援する「子育て世代包括支援センター」の仕組みを整えています。

11ページになります。（12）実費徴収に係る補足給付事業です。保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所、幼稚園、認定こども園に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等を助成する事業です。

令和2年度から日用品、文房具等の購入に要する費用を助成の対象とすることとして、事業を実施しています。なお、令和元年10月からの教育・保育の無償化により、新制度に移行していない幼稚園の利用者について、副食費は本事業により助成しています。

今後もこれら12の事業については、計画に沿った形で進められるよう、量の見込みに対して実績がどうであったかを検証していきたいと考えています。

事務局：続きまして、資料1-2「第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票（令和2年度実績）」について、ご説明いたします。A3サイズで印刷しておりますお手元の「進行管理票」をご覧ください。こちらの資料は、委員の皆様へ事前に送付いたしましたが、そのあと詳細を確認し、修正した箇所を赤色の文字に加工したものをあらためてお配りしております。

こちらの「進行管理票」は、「第2期 南丹市子ども・子育て支援事業計画」の「第4章・総合的な施

策の展開」において、5つの基本目標と、それらに関わる具体的な「取り組み」について、項目ごとに南丹市でどんな事業を行っているのか、どのような課題があり、それらの課題を改善するために、どのようなことを目標に取り組んでいるかを具体的にお示しした資料です。

各事業につきましては、紙面中央右寄り・緑色の列に、第2期となる令和2～6年度における「具体的取組と目標」を記載しております。その隣、水色の列には令和2年度における各事業の「評価」を記載しております。評価欄には各担当課が実際に事業を行う中で「何ができて、何ができていないか」を、お示ししております。一番右側の欄には、令和2年度末の評価について、「達成割合」を0～100%の割合で記載しております。

計画の「評価」については文書でお示ししていますが、その文書を確認するにあたって、「できた、できていないが一目でわかる目安が必要」とのご意見を、過去の会議で頂きました。昨年度の資料では「達成度」として、A（年度目標を達成した）・B（年度目標を達成していないが、目標に対しての推進が認められた）・C（年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められなかった）の3段階評価で記載しておりました。そして、昨年度の会議では、「A・B・Cの目安について、Bが示す範囲が広く、細分化が必要ではないかなど」のご意見をいただきました。このことから、指標をより明確にできないかと検討し、今回は各担当課に0～100%（10%単位）での達成割合を示すよう求めました。

例えば、1ページ目の基本目標1基本施策（1）「②家庭教育力、家庭養育力の向上」をご覧くださいでしょうか。こちらについては、社会教育課・子育て支援課が事業に取り組み、それぞれの評価・達成割合を記載しております。子育て支援課につきましては、当初予定していた事業の一部がコロナ禍により中止となりましたが、おおむね計画どおり事業を実施したことにより、達成割合を80%と記載しております。

また、こちらの項目の下段にオレンジ色の行がございます。「進行管理票」は南丹市が実施する事業についての資料ですが、民間団体やボランティア団体の皆様に実施して頂いている取り組みについても、情報を共有させて頂くため記載させて頂いておりますので、ご参照ください。

委員の皆様には、たいへん数多くの事業について、ご確認をお世話になり、ありがとうございます。お目を通し頂いた中で、日頃の関わりからのご意見や、ご質問をたわまりたいと思います。よろしくお願いいたします。

副会長：ただいま事務局から説明のありました議事（1）について、委員の皆さまよりご意見、ご質問ございませんか。

委員：資料1-1の取組み状況で子育て短期支援事業についてですが、課題として平成28年度から令和2年度までは数件の問い合わせや希望があったが、施設の受け入れが困難という理由により実績がない状況が続いているということですが、受け入れを断られた人たちはどのようにして凌いだか知りたいです。このようなことがあったからこそ受け入れ先を増やそうということになったと思うのですが、実態としてはどの様に対応されたのかお伺いします。

事務局：実際の児童養護施設は児童相談所の一時保護などを受け入れられている現状があります。そのような施設も増えてきているため、なかなか施設の空きがないというのが現状です。どうしてもご家族で対応できない場合は同意での一時保護という形で児童相談所にお問い合わせしたケースもありますし、難しいということでご家族や親族でご相談頂いて、祖父母に対応して頂いたケースもあります。

委員：病児保育事業ですが、ようやく皆の健康を保つこのような事業がこの秋から開設ということですか。もう

夏になりますが、秋からの開設に向けて広報の準備や周知の段取りはどのように進んでおりますか。

事務局：秋に向けてということで進めて頂いています。今回は京都中部総合医療センターさんが病児保育をやるという方向を示して頂いて、京都中部総合医療センターさんですので南丹市だけではなく、組合として運営して頂き、亀岡市・京丹波町も含めて実施して頂くということで調整しております。

京都中部総合医療センターで院内保育をされている場所がありまして、その院内保育をされている場所の一部改修をして頂いて、病児保育の部屋にあてるとということで取り組んで頂くことになっております。現在はその工事にこれからかかるというような状況です。工事については、現状通りに進みますと予定通り秋に向けて完成するのですが、2市1町と京都中部総合医療センターで協議を進めている中ではまだ詰めていない部分もありまして、広報をどのタイミングでどうしようかということは今現在決められていません。来週もまた協議を進めていくのですが、秋の開設に向けてのスケジュールがありますので、それに向けてしっかり周知してきたいと思っています。ご指摘頂いたように広報もしっかり考えていきたいと思っています。

委員：資料1-2の進捗管理表なのですが、健診などの母子保健事業での情報提供ということで、ここの達成割合が70%になっているのですが、昨年度は緊急事態宣言が出たりしまして本当に予測ができない中で行政の皆さんは対応されたと思います。ここには載っていませんが、保健医療課の方でもオンラインでの相談事業があったり、本当にきめ細かい対応をして下さっていることを知っているのも、ここの評価のところは堂々と書いて頂きたいと思いました。

すこやかセンターの方も達成割合が60%や80%になってますが、私達はNPO法人グローアップでつどいの広場の委託を受けているのですが、昨年度はぽこぼこくらは休止した時期がありました。休止の判断を迷いなく出来たのはすこやかセンターが1日も休まず、ずっと開け続けるという後ろ盾があったというのがあります。市の中に1箇所でもそのような場所が開いているという安心感を持って、ぽこぼこくらは休止させて頂いた経緯もあります。評価という出来なかったことや数字で示せる内容でないとするのは難しいと思いますが、そういった所も評価として是非記入して出して頂ければと思います。本当にご苦勞様でした。

事務局：ご意見ありがとうございます。去年の4~5月の緊急事態宣言下で子どもたちが学校も休校になり、保育所も登所を控えて頂くこともあった中で、子どもたちや親子の居場所が必要であるということでありましたので、グローアップさんとも連携させてもらいながらすこやかセンターも開けさせてもらうことが出来ました。本当にありがとうございます。

委員：資料1-2の母子保健事業の充実の一番下に予防接種の推奨というのがありますが、達成率だけ見ると70%ということですが、これは適切な評価なのでしょうか。予防接種を実施、奨励している立場からすると現状ではまだ足りないということですか。

事務局：少々厳しい判断をしたかなとも感じていますが、保健医療課としては勧奨できるものは積極的に勧奨しています。全てのお子さんに受けて頂きたいという思いで色々な所で勧奨しておりますし、個別での勧奨も実施しておりますが、色々な親御さんがいらっしゃる中で、実施率としては全ての予防接種が100%に至っていないという状況を受けてこの判断で書かせて頂いております。

情報提供としては皆さんにさせて頂いているので、その点では100%であろうと思うのですが、実際に受けて頂いている状況ということで100%には満たないという判断でこの割合になりました。

委員：我々も健診でも診療中でも勧奨しているつもりなのですが、まだ足りないのかなという疑問があったのですが分かりました。

事務局：勧奨という点では私どもも頑張っておりますし、健診でも先生にもアドバイスを頂いてその場でも訴えさせて頂いているのですが、なかなか100%の実施には至っていないということでこの数字を出させて頂いたところですよ。

委員：予防接種は100%は必要ありません。それならば定期接種以外の自己負担のある任意接種ですね。たとえばおたふく風邪であるとかについては、南丹市においては全く公的な補助がないですよ。全国ではかなりの自治体が任意接種に対して補助をしています。そういった不定期で自己負担のある予防接種もむしろ含めるべきだと思います。このことは以前から言っていますが反応がないですが、もし子育て支援として行なうなら予防接種事業の中心は公的な負担をしっかりと拡充することだと思います。この点も含めるとむしろ50%くらいだと思います。

委員：達成率を見ていくと100%が沢山あって驚いているのですが、性教育の推進として、母子保健事業で学校教育課が担当されている部分で「発達段階に合わせた授業、指導を行う」ということが100%になっています。性教育の現状が全く分からないのですが、実際子どもさんの保護者の方とか担当者はどう思われますか。どんなことをされているのでしょうか。発達段階が分かった上で教育をする必要があると思いますが、その担当者はどういった方なのでしょうか。

事務局：小学校については、性教育といいますか保健教育の授業で担任の先生が授業を行っています。例えば4年生の保健体育では性別による身体づくりの違いなどを授業の中で教える授業で、男女の身体づくりが異なることなどの説明を小学校の段階ですべてしております。

委員：発達段階なので当然小学校1年生から実施しないといけませんよね。自分の身体を守るための教育でもあります。本来なら幼稚園から始めるべきものです。低学年はどんな教育をされていますか。

事務局：低学年については保健体育という授業がありませんが、学活の中で男の子と女の子の違いといった内容で性別の違いなどについて、発達段階に則した簡単な説明をすることはありますが、そこまで詳しいことはやっていません。昔は「赤ちゃんはどこから来るの」ということを授業でしていたのですが、現在は変わっており、そのような授業は行っていません。

委員：性教育は性別の違いを教えるだけでなく、自分の身体を守ることや他人から避けるべきプライベートパーツはどこであるとか、守るためにどう対応をするかとかということで、これは児童虐待防止にとっても必要なことです。それが100%されているとのことですが、どうなのかはと思います。

委員：小学生以下の子どもを持つ親として出席させて頂いています。保護者としての意見としてはおっしゃるように自分で自分の身体を守る方法というのはなかなか学校で教えて頂けていないような気がしています。私自身はやはり自分の子どもは自分自身を守ってほしいと思いますし、自分の身体が守れたら周りの人のことも大事にできると考えます。私自身も今勉強をしている所です。

委員：以前にある中学校から「命の授業をしてもらえないか」と依頼を頂いて、打ち合わせに行ってきたこと

があります。中学生に対する命の授業でしたので、もちろん命の大切さも入れるのですが、「中学生なので性的同意、セックス、望まない妊娠についての話も盛り込むのはどうか」と先生に提案させて頂いたのですが、先生の反応としては「うちの生徒たちはまだそんな気配はありませんけれども」ということを言われました。私は非常に違和感を覚えまして、学校で見ている子どもたちと違い、学校以外の子どもたちは情報社会でどんな情報を得ているのか先生たちは本当に分かっているのかなと思いました。学校現場と今の子どもたちの生活というのがどれほどかけ離れているのかということの思い知ったので、本当に先ほど言われたように100%には程遠いと思いました。

委員：可能であれば小学校なり中学校なりで、医師や助産師さんや看護師さんといった医療従事者が授業に参加することがよいと思います。身体組成とかは小学校でしていますが、具体的な身体の変化や今なら薬の管理や薬物などについても、社会生活に入る前に子どもへの教育が必要だと思います。

学校で出来る範囲で良いですから、我々も参加させて頂ければ、もう少し実のある話が出るかなと思うのでご検討をよろしくをお願いします。

事務局：ありがとうございました。先ほど言われたように助産師さんの命の授業など京都府の授業として案内があったものについて、学校の方に全部案内をしております。是非このような授業を学習に取り入れて頂くように伝えます。

副会長：学校としても今おっしゃったような意見も十分に勘案しながら、より充実した中身になるように医師の方や助産師さんなどの専門的なお話が頂けるように取り組んでいけるように、また校長会の中でも話を広げておきたいと思います。

副会長：それでは、次の議題に移ります。議事（2）南丹市子どもの貧困対策推進計画の進捗状況について事務局から説明をお願いします

## （2）南丹市子どもの貧困対策推進計画の進捗状況について【資料2】

事務局：先程の子ども・子育て支援事業計画は子育ての包括的ないろんな分野、いろんな担当課が入った計画として報告させて頂きました。それと同時に令和元年度には、「子ども未来応援プラン」ということで子どもの貧困対策の計画をこの子ども・子育て会議で審議して頂きました。

これからは貧困対策の説明をさせて頂きます。資料2をご覧ください。こちらと同じように昨年度を初年度として5年間の計画期間として策定をしています。基本理念として、記載のとおり「全ての子どもたちが、その生まれ育った環境に左右されず、自分自身の生きる力を高め、未来を切り開き夢をもって成長していける社会の実現」を目指します。

基本目標として、3つ掲げています。「1 子どもの健やかな育ちと安心して過ごせる環境の支援」「2 生活基盤の安定と経済的支援」「3 社会全体での気づきの醸成と支援への仕組みづくり」です。その目標に基づき、計画が策定される前から市の各課で取り組んでいる様々な事業と市内で子ども食堂などの居場所づくりで活動されているNPOの方々、また関係団体の事業を計画の中に入れております。また、新たな取り組みも盛り込み、行政と地域が課題を共有して地域全体で子どもたちを見守る・支援していくということがこの計画の中に盛り込まれている中身です。

昨年度、計画を進めるにあたり、まずは地域の中での連携を進めていくということを考えていたのですが、コロナの影響を大きく受けて事業の大部分が通常通り実施できていません。

本日は、新規事業を取り上げ資料に記載し、昨年度の取組、今年度の計画や今後の予定について報告をさせていただきます。表の見方ですが、新規事業と書いた下の表のところをご覧頂くと、新規の事業ごとに令和2年度の動き、今年度の進捗状況・今後の予定を記載しています。記載しているすべての事業について、1つずつのご紹介はいたしません、昨年、今年度の動きのあった事業について報告させていただきます。

まず、「基本目標1の新規事業 第三の居場所開設」について報告いたします。

昨年10月に南丹市子ども家庭サポートセンター 愛称「Ruri（るり）」として開設いたしました。この施設の建設費はB&G財団の助成金を頂いて建設し、運営についても3年間はB&G財団の助成金を頂くということで運営をしていきます。

添付しておりますパンフレットも併せて御覧ください。「Ruri」では、子ども達が居心地よく感じ、安心して過ごせる場づくりを大切に、次の活動へのやる気に繋がる土台の部分を担当することを役割として運営しています。経済的な困難に限らず、親が働いていても働いていなくても子ども達に安心した居場所や基本的な衣食住を整える場所が必要だとして家庭でも学校でもない第三の居場所として位置づけています。開館日時等はパンフレットに記載のとおりです。

「Ruri」では、相談事業として、南丹市内の小・中学校の子どもたち自身の困りごとや、保護者の子育てについても困りごとの相談をする事業として誰でも利用できることとし、もうひとつ「サポート教室」として、本来の目的である必要な子ども達への支援として、子どもたち生活習慣や学習習慣の定着、日常的な体験活動などを計画し、放課後や長期休みに運営しています。

サポート教室では、広く一般に募集するというやり方ではなく、子育て支援課で把握をしている課題がある家庭の子ども達や教育現場や福祉関係からも情報を収集し、必要な子ども達や家庭に対して、「このような場所で体験教室を利用してみませんか」という働きかけをしています。

昨年度の動きですが、サポート教室の利用児童検討会議を3回開催し、4家庭5人の利用が可能となり、そのうち3名が利用しました。また、「Ruri」の周知のため各団体やNPOの見学会を実施したり、子ども食堂を実施されている団体と共催で子ども食堂クリスマスを実施しました。

今年度は「サポート教室」の利用検討会議を開催し、5家庭6人の利用が可能となっています。引き続き、必要な子ども達に繋げるように家庭訪問をしたりアプローチを続けているところです。また、野外での体験活動なども充実させて、子どもたちが普段得られないような豊かな経験が出来るように計画実施しております。そのほか、「Ruri」の周知のため7月に各団体やNPO法人、社会福祉協議会と意見交換を実施し、子ども食堂をされている3団体と、それぞれ共催して「Ruri」で子ども食堂を開催することを計画しています。

次に、「基本目標2のモノ支援」についてです。昨年度は市内小中学校への制服等のリユース事業の実施について調査を行いました。市内の小学校1校、中学校2校で実施されていました。今年度はその事例をもとにどのように活用できるか検討をしたいと考えています。

「基本目標3の庁内連携組織の設置」についてです。昨年度はコロナ対応自体が課題となり新たな動きはできませんでした。計画の段階からもご意見を頂いていたように既存の組織がたくさんある中で、どのような組織がいいか検討してきました。今年度は、計画策定の際にお世話になった庁内のプロジェクトチームを中心に市役所庁内の組織の設置を考えており、個々のケース支援の中で見えてきた共通課題を協議できる場として行きたいと考えています。

次のページに移りまして「基本目標3の子どもの貧困への理解の推進」についてです。昨年は顔を合わせての会議や意見交換が出来なかったのですが、一緒にできる時には声をかけさせて頂いて「子どもの居場所づくり」をテーマにしたオンラインでの研修会を開催して皆さんに参加して頂きました。

今年度はもう少し広く地域の皆さんと子どもを見守っていくという土壌づくりや、気運を高めたいという思いがありまして、「Ruri」を拠点に、色々な地域との連携活動ができないかと考えております。その1つとしてコミュニティの重要性や日常の関わりが大事なんだという映画観賞会を計画しています。

最後に「基本目標3の地域応援ネットワーク会議（仮称）の開催」です。昨年度は支援が必要な子どものケースについての個別の連携の実施にとどまりました。また、コロナ禍での地域でのそれぞれの団体の活動状況についてアンケートを実施させて頂きました。

今年度は7月16日に子どもの居場所や子ども食堂を実施されているNPOや団体、社会福祉協議会と「意見交換会」を実施しました。その中では、子どもたちの夢や自己肯定感を高められるよう、維持できるよう、それぞれが横断的な関わりをすることが必要であること、また人と人、人と場所がつながることの大切さであること、対処と予防という両方の視点で行政や社会福祉協議会、民間の団体それぞれ協力して関わること、それぞれ団体のカラーや役割を活かし、それに応じたカラーに子どもたちが巡り合うことの大切さなど意見を頂きました。食事の提供は手段の一つとして、子どもたちが安心できる人、場所、空間を大切にして、引き続きそれぞれの団体等の特徴や活動が活かされ、市全体で子どもを見守ることが大切だと考えています。

コロナの影響により、事業の実施の判断や広報、運営の難しさ、感染への恐怖などありながら、各団体やNPO法人では工夫しながら運営をされておられます。色んな課題が出ているのですが、この計画を立てるにあたってNPOの方々や市の関係者とのワークショップを重ねていた中で言われてきたことが、「生活困難家庭は外からは気づきにくい」「困っている家庭が自ら支援を求めるケースが少ない」ということでした。コロナ禍において、更に困難な状況にある子ども達がいるであろうということを想定し、各団体と一緒に地域で子どもを見守る、応援する体制を検討していきます。

副会長：ではただいま事務局から説明のありました議事（2）について、委員の皆さまよりご意見、ご質問ございませんか。

委員：一般募集ではなく、教育現場や福祉現場からの情報で利用を促進していく説明をされておりましたが、このパンフレットでは下の方にご利用までの流れとして、相談を受けて利用していくように書かれていますが、一般募集ではないのですよね。誰かが声をかけてくれないとこの施設は利用できないということは、このパンフレットはどのように利用されているんですか。

事務局：R u r i はサポート教室と相談事業と2つあります。一般で募集していないのはサポート教室の方でして、サポート教室に来るには生活に困難を抱えていたり、経済的なことも含めてそれ以外の問題も抱えていたりする家庭がありますので、そういったことを把握している子育て支援課であったり、学校であったり色々な現場から声掛けをして頂いてサポート教室の利用について申し込みをして頂きます。

実際にはR u r i が周知されていないので、なかなか相談事業に繋がることはないのですが、相談事業は広く皆さんに利用して頂きたいと思っています。この下を書いてあるご利用までの流れについてはR u r i をご存じの家庭もちろんあるので、こちらの関わりの中で相談を受けてから話の中で申し込みにつながるという形もあります。

委員：なかなかR u r i が周知されていないというようにおっしゃっていますが、私の子どもは現在、園部小学校に通っています。園部小学校の敷地内にあの建物が建てられた時に、何の目的で建てられた施設であるのかということは私は全然知りませんでした。学校に行ったときに「あの建物は第三の居場所として建てられます」ということだけは聞きました。周知されていないと言われていますが、地域の説明はどうされるつもりでしょうか。

事務局：この建物が建つ時に横に建設中ですが、放課後児童クラブが建つことが決まっていた中でR u r i も建つということが決まっていました。当時は放課後児童クラブの横にあるこの建物をどう説明するのかは去

年この会議でもお話させて貰った通り、ずいぶんと悩んだところです。保護者や子どもさんの間で良くない評判もあるということもお聞きしましたし、子どもに対して不信な目で見られることにはしたくなかったので、どのように説明するかは非常に苦労したところです。大々的ではないですが広報誌に載せたりしましたが、正しい伝わり方ができるかということが難しいところで、広く知らせることが難しかったのは事実です。

生活に困っている子どもが来るということだけが先行しないように相談事業とサポート教室との二本立てでこの事業を進めたということもあります。保護者の皆さんへの周知は十分に出来ていないのが現状です。

副会長：それでは、次の議題に移ります。議事（3）令和3年度 教育・保育（幼稚園・保育所）の利用状況について事務局から説明をお願いします。

### （3）令和3年度教育・保育施設（幼稚園・保育所）の利用状況について【資料3】

事務局：令和3年度の保育所、認定こども園、幼稚園の入所入園人数について報告します。

入所入園希望をされている方については、お知らせ版等の広報を通して募集時期を案内しております。今年度利用希望のある方に向けた一斉申込の時期を昨年の11月としました。一斉申込時に申請された方の利用調整を一次調整、その後の空き状況に応じた申込処理を二次調整、三次調整と表現しています。

資料3の裏面から説明させてもらい頂きます。記載の南丹市立の公立幼稚園である園部幼稚園、八木中央幼稚園については、定員数を下回る申込みでしたので申込者皆さんが入園できる結果となっております。前年度の状況、令和3年3月の入園数と比べますと、園部幼稚園は103人が89人に、八木中央幼稚園は39人が34人となっているため幼稚園の利用が減っている状況です。

その下の私立の「聖家族幼稚園」「南丹のぞみ園」の幼稚園利用は園から報告の数字です。

「すこやか学園」は、就園前の親子が利用する園部幼稚園内の施設です。最下部には聖家族幼稚園で行われている親子参加型の「つぼみクラブ」についての状況を記載しています。

表面の市立保育所、私立認定こども園についての説明をいたします。表の見方ですが、複雑な記載で申し訳ないのですが、表の網掛けしている部分については開設していないクラスになります。0歳児保育を実施しているのが南丹のぞみ園、城南、八木東、日吉中央、みやま保育所です。1歳児から2歳児といった年度変わりの引き続きの利用を継続、年度変わりの市内の保育所から保育所、認定こども園保育所利用の異動を転入と記しております。

保育の利用希望については、育児休業明けや出産子育てがひと段落された低年齢児を中心に申込があり、受入れ可能数を超えたクラスは利用調整を行っております。利用調整はそれぞれの児童の保育の必要性を指数で表し、優先順位を設け入所の可否を決定することです。公立保育所、南丹のぞみ園の希望は市が利用調整を行います。

今回、新たな施設の開園により受け皿が増え、一次調整では旧町単位、中学校区ブロックの範囲内で第一希望ではありませんが、第二、第三と保護者の希望される範囲内での利用調整ができ、保留児童を出すことなく調整が済みました。昨年度は4月当初の一次調整で30人余りの保留児童が出ておりましたので、南丹のぞみ園の0歳児、1歳児の新たにできた枠により待機児童問題が一定解消ができたと言えると思われれます。

続く二次調整では、園部町内の施設を希望されましたが、受入れが既にできない状況で八木東や日吉中央保育所の利用をされる方が出ています。また、園部町内しか通えないと言われた方は保留と育休延期をされる予定です。保護者の中には保育所に入れない場合は、育休延長の選択をされる方もありますので国に報告する待機児童数としましてはまだ0人の状態です。

南丹のぞみ園が新たに開園し、0、1、2歳児については園の保育教諭数にて対応可能な範囲で入園しても

らっています。3、4、5歳児については、公立保育所から南丹のぞみ園へ転所された方もありますが、新規での3～5歳児の利用希望は少なく定員を満たしておりませんが、今後利用者の年齢が繰り上がること、新規の入園者により3年程度で定員まで徐々に利用者数が増えていく見込です。実際に4月以降に転入された方の受入を積極的にお世話になっております。

新たな保育施設の開園により、園部地域の受け入れ可能数が一定増えました。これまで自宅近くの保育所に入れず数十分の時間をかけて八木・日吉の保育所を利用された方の不便さは解消したところです。また、公立保育所より開園時間が長いこと、土曜日にも半日ではなく1日開園されていることから、これまでの公立の運営では希望する就労時間の保育ニーズに答えられなかった部分が改善されました。保護者の就労形態に合わせた選択ができるようになったことは一歩前進だと感じています。

聖家族幼稚園さんでも預かり保育や2歳児保育を実施して頂き、幅広く対応を頂いています。

南丹市は合併以降、人口が減少傾向です。1年に生まれる出生数が約160人から180人、1歳児での入園児童数が95人であることを考えると保育のニーズは低くはありません。

今後は公立保育所の施設の老朽化や狭小の解消に向けた取組み、定員の見直しや保育施設の認定こども園化等を検討していくこととなります。

以上、調整結果の報告とさせていただきます。

副会長：ではただいま事務局から説明のありました議事（3）について、委員の皆さまよりご意見、ご質問ございませんか。

#### 【意見・質問なし】

副会長：これで予定しておりました議事（1）～（3）は終了しましたが、その他皆様方から何かございますか。

委員：資料1-2の不登校に関する内容でこの達成割合が100%や90%ということで、スクールカウンセラーの設置や相談、適応指導教室「さくら」の活用について書かれています。南丹市でかなり不登校が増えているという実感が体感としてあるのですが、隣の亀岡市の千歳町に通っている子どもたちが非常に多いと思います。この進行管理表でどうやって表現しているのかわかりませんが、そういった専門機関の実績がかなりあるということやこれからも増えていくだろうということを鑑みて対応と今の現状をどのように考えておられますか。

事務局：まず亀岡市の千歳町の件ですが、確かに行かれている子どもが数名いるということで教育委員会でも報告を受けております。学校とは連携をとっておりますので、フリースクール「ちとせ」に行った時には登校扱いにすることにしております。また、「ちとせ」に子ども達が来た時にはどのような学習を行ったかといった報告を「ちとせ」から頂いておりますので、そういう意味では学校と「ちとせ」との連携は各学校によってされております。

フリースクールについては、「ちとせ」と亀岡にあります「アウラ学びの森」につきましては京都府に認定されておりますので、そちらについては来た場合には登校扱いになるとされています。

委員：資料1-2の交通安全教育の推進というところで事業内容として、「学校において自主防犯ボランティアである見守り隊による地域、保護者と連携した登下校の見守りを実施します」と書かれておりますが、どの学校でも見守り隊はしておられるのですか。

事務局：呼び方が異なることもあるかもしれませんが、学校においてはそういったボランティアの方法をとっていきまして、登下校について見守り等をお願いしております。地区で当番を決めて見守りをして頂くようになっていたりします。全ての学校の活動がどうかまでは把握できていません。

委員：以前の会議でも言わせてもらったのですが、その辺りが徹底されていないように思いました。民生児童委員である私たちは児童を守るということで、積極的に地域で子どもさんたちを見守っています。私は民生児童委員を十数年やってますが、八木東小学校では見守り隊が消滅してしまいました。資料では100%と書かれていますが、納得できないです。

学校の先生方と共有していることも私達はいっぱい持っているのですが、中々地域への呼びかけは難しいということも校長先生から聞いていますし、そんな中で100%と書かれているのはやっぱり不安ですし、もう少し施策が出来ないかなと思います。

普段歩いていても危険な場所がありまして、そういったことを前も言いましたが、要望しても何も返答が来ない状況です。

事務局：危険箇所については、毎年特に登下校の時に危険箇所がないかということで各学校からは上げて頂いて、急を要するものについては対応していたり連携したりしています。また、見守り隊についてですがボランティアを募ると共に、学校運営協議会を各校が開設しているので、学校運営協議会が主体となってボランティア団体を構築しているところもあります。例えば保護者だけや地域の方だけではなく、例えば民生児童委員さんもそうですが、様々な方に入って頂いて、いわゆるネットワークを見守り隊で作れないかというような取組みをしている学校もあります。学校だけでは限界がありますので、そういうような組織を使って見回りをしていくとかそういう形で進めていけたらと思っております。

委員：良く分かります。私も八木東小学校の学校運営協議会の委員をしています。八木東小学校ではそういう声は出ていなくて、やはり南丹市が子育てに優しいまちとしていることから、何かよい方法があればと思います。学校に連携して頂く中で何か出して頂ければと思います。

事務局：また協議していきたいと思えます。

委員：資料1-2にあるマザーズジョブカフェという言葉は初めて聞きました。情報提供を市民に広報することが出来たということで達成率が90%になってますが、これはお知らせなんたんで広報されたということでしょうか。この90%は何をもってこの達成率にしたんでしょうか。

事務局：京都府の方がマザーズジョブカフェのホームページを作っておりまして、そちらの方で広報をしておりますので、特に南丹市が広報誌に掲載したわけではありません。チラシの方は3ヵ月に1回くらいの間隔で市役所に送られてきますので、それを掲示したり、子育て支援課や人権政策課に置いて広報しています。達成率90%としている理由は確認できていません。

委員：子育て広場では妊娠中の女性とか親子が来られる場所なのですが、マザーズジョブカフェのチラシは一回も見たことがありません。それで90%はどうなんでしょうか。

ついこの間マザーズジョブカフェの京都府の担当の方がいらっしゃって、全然何もしていないのでグローアップと共催で南丹地域で講座をさせてほしいという話がありました。それができたとしてやっと90%

ぐらいかなと思います。

事務局：おっしゃって頂いている通り中々出来ていないと思いますが、担当課への確認がしっかり出来ていません。ひとり親の方についてはハローワークを通じたり、チラシを色々な案内と一緒に紹介させて頂いているのですが、子育て世代全体への周知といったことについては子育て支援課としても十分に周知できていないと思いますので、ご意見を頂いた部分については改善させて頂きたいと思います。

副会長：それでは全ての議事案件が終わりましたので、進行を事務局にお返しさせて頂きます。

## 6 その他

谷口課長：坂瀬副会長については、急遽の対応にも関わらず進行をお世話になり、ありがとうございました。本日は通信トラブルで藤松会長はじめ、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたが、議事はこれで終わりました。事務局からはその他特にございませんので、委員の皆様から特になければ会議を閉じさせて頂きたいと思います。

それでは、閉会にあたりまして、福祉保健部 矢田部長からご挨拶をさせて頂きます。

### 閉会あいさつ

矢田部長：皆さん初めて聞かれる言葉もあったかもしれませんが、私もこの会議は初めてでした。いろんな事業があり、いろんなご意見を頂いたのでそれらを踏まえて今後取り組んでいきたいと思っています。

市長が最初に申しましたが、コロナワクチンの接種は高齢者の分を進めているところですが、南丹市では65歳以上の方が11,329人対象となっておりまして、1回目の接種が終わった方が91.50%となっており、9割を超える方がワクチン接種を受けておられます。また今の時点で2回目の接種を受けておられる方は78.86%ということで、2回目の接種は3週間後に受けて頂くので高齢者65歳以上の方については91%を超えるとしています。

64歳以下の方については今国の方からワクチンの供給がなかなか予定できていないのですが、8月21日から始める計画で8月13日の金曜日のお知らせで周知し、申し込みを順次取らせて頂いて進めていきたいと思っております。12～16歳の方の接種については今医師会の方と相談しながら進めております。

南丹市のLINEも登録されている方が2,000人くらいおられるそうですが、実はワクチン接種で65歳以上の枠が500人程度空いているという状況があり、急遽LINEで募集したところ64歳以下であっても申し込みしたいという方がすぐに申し込んで頂いて、すぐに空きが埋まりました。LINEも有効性については普段はなかなか気づかないのですが、今回届いたLINEを見て反応して頂いた方が沢山おられて、すぐに結果につながったという事例がありました。

今日頂いたご意見についてもしっかり担当課の方に連携していきまして、次回の会議の時に「前回も話したんですけど」と言われないように努めていきたいと思っています。

今後とも色々ご意見を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

### 閉会

以上